

「6類消防設備士 完全対策」正誤表（改訂3版第2刷用）

当該箇所	誤	正
13 頁 Point7 3 行目	…消火器は不要である.	…消火器には不要である.
23 頁 表 2.1 「消火薬剤の性状」の列,「強化液消火器」の行	－25～30℃	－25～－30℃
30 頁 よく出る問題	蓄圧式強化液消火器の…	蓄圧式強化液消火器（据置式は除く）の…
72 頁 第 2 条	目的の意義	目的の定義
72 頁 第 8 条～第 8 条の 2	防火管理, 共同防火管理	防火管理者, 統括防火管理者
73 頁 学習のポイント②	権限行使者	権原行使者
74 頁 Point5 2 行目	当該避難階段	当該避難階
75 頁 表 4.1 (6)ロ 【※右記と差し替え】	(1) 老人短期入所施設, 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という)を主として入居させるものに限る), 有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る), 介護老人保健施設, 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設, 同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る), 同条第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児であって, 同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という)を主として入所させるものに限る)又は同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る. ハ(5)において「短期入所等施設」という)	
75 頁 表 4.1 (6)ハ 【※右記と差し替え】	(1) 老人デイサービスセンター, 軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く), 老人福祉センター, 老人介護支援センター, 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く), 老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設, 同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設, 保育所, 児童養護施設, 児童自立支援施設, 児童家庭支援センター, 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業又は同条第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (4) 児童発達支援センター, 情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く) (5) 身体障害者福祉センター, 障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く), 地域活動支援センター, 福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護, 同条第 8 項に規定する短期入所, 同条第 12 項に規定する自立訓練, 同条第 13 項に規定する就労移行支援, 同条第 14 項に規定する就労継続支援若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く)	

75 頁 表 4.1 (7)	高等学校	高等専門学校
77 頁 問題に挑戦！ 問題 2 (4)	防火管理者	防災管理者
82 頁 Point1 ① 1 行目, 83 頁 Point5 ② 1 行目, 93 頁 Power Up 8 行目, 100 頁 Point1 ①(イ)1 行 目	要介護状態にある者	避難が困難な要介護者
82 頁 Point1 ① 2 行目, 83 頁 Point5 ② 2 行目, 93 頁 Power Up 9 行目, 100 頁 Point1 ①(イ)2 行 目	障害の程度が重い者	避難が困難な障害者
84 頁 Power Up 見出し	総括防火管理者・総括防災管理者	統括防火管理者・統括防災管理者
86 頁 Point1 ①	興業場	興行所
91 頁 表 4.2 A(2) ハ	除げく	除く
91 頁 表 4.2 A(6) ロ	老人ホーム(要介護状態にある者を入居させるものに限る), 障害者支援施設(障害の程度が重い者を入居させるものに限る)等の社会福祉施設(令別表第 1(6)項ロに掲げる諸施設をいう)	(1) 養護老人ホーム, 有料老人ホーム等(避難が困難な要介護者を入居させるものに限る), 介護老人保健施設等(避難が困難な要介護者を宿泊させるものに限る) (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設, 共同生活援助を行う施設等(避難が困難な障害者等を入所させるものに限る) ※【明細は令別表第一(6)項ロ参照】
91 頁 表 4.2 B(6) ハ	老人ホーム(要介護状態にある者を入居させるものを除く), 障害者支援施設(障害の程度が重い者を入居させるものを除く)等の社会福祉施設(令別表第 1(6)項ハに掲げる諸施設をいう)	(1) 老人福祉センター, 老人介護支援センター, 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く)等 (2) 更正施設 (3) 助産施設, 保育所, 児童養護施設, 児童家庭支援センター等 (4) 児童発達支援センター等 (5) 身体障害者福祉センター, 障害者支援施設, 自立訓練・就労移行・継続支援を行う施設等 ※【明細は令別表第一(6)項ハ参照】
144 頁 問題 5 表 1 列 3 行目	(12)イ 事務所など	(15)事務所など
146 頁 解答 問題 1 左側	直射	棒状放射